

## 神戸交通労働組合本部との交渉議事録

1. 日時：令和 5 年 5 月 25 日（木）20:50～21:05
2. 場所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：（当局）業務改革担当課長、職員担当係長  
（組合）書記長、書記次長
4. 議事要旨：別紙のとおり

## 乗合自動車運転士への乗務主任制度・乗務副主任制度の導入について

市バス営業所における現行の班長職・指導職制度を見直し、乗合自動車運転士への乗務主任・乗務副主任の制度を導入することで、現場のまとめ役としての役割を明確化し、組織的な指導・監督力の強化を図る。

## 1. 制度の概要

	乗務主任制度	乗務副主任制度
役 割	乗合自動車運転業務に加え、同業務の安全及び円滑な運営を図るため、班員の指導及び連絡調整にあたる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・班員に対する指導・カウンセリング、教育、小集団活動</li> <li>・運行管理者の補助業務</li> <li>・班員の資質向上に関すること</li> <li>・事故苦情の再発防止策の実施</li> <li>・班会議の開催</li> <li>・管理職及び運行管理者と班員との連絡調整</li> </ul>	乗合自動車運転業務の中で、同業務の安全及び円滑な運営を図るため、乗合自動車運転士の指導等にあたる <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合自動車運転士に対する指導・カウンセリング、教育</li> <li>・乗務主任の補助業務</li> <li>・管理職及び運行管理者と班員との連絡調整</li> </ul>
年 齢 要 件	年齢 60 年に達した日以後における最初の 3 月 31 日まで	年齢 60 年に達した日以後における最初の 3 月 31 日まで
選考応募要件 (任命時)	① 在職 6 年以上 ② 乗務副主任歴 3 年以上※1 ③ 前年度または前々年度の人事評価「A」以上※2	① 免許取得後 5 年以上 ② 在職 3 年以上 ③ 前年度または前々年度の人事評価「A」以上※2
選 考 方 法	所属長が内申を行った者を対象に、勤務成績・面接により選考	所属長が内申を行った者を対象に、勤務成績・面接により選考
任 期	・任期 1 年 (7 月 1 日から 6 月 30 日の 1 年間。年度途中で任命された場合には、6 月 30 日までとする) ・毎年度、選考を実施 ・再任可 ※乗務主任にふさわしくない行為があった場合、任期中に解任することがある	・任期なし(資格喪失要件に該当しなければ継続してその役割を担う) ※資格喪失要件 ・人事評価「C」以下※3 ・懲戒処分等 ・乗務副主任にふさわしくない行為があった場合
配置数	石屋川営業所 7 名 中央営業所 8 名 垂水営業所 4 名 ※上記の配置数を基本に、班体制を踏まえて決定	乗務主任・乗務副主任の合計が職員の一定数の割合となるよう配置(概ね 2 割を上限)

- ※1 令和7年度までに実施の選考においては、添乗調査の結果等を鑑み所属長が同等以上と認める場合も含む。
- ※2 能力評価の全体評語または業績評価の全体評語で「A」以上の評価があり、かつ「C」または「D」評価がないこと（R6選考～：能力評価の全体評語または業績評価の全体評語で「期待を上回る」以上の評価があり、かつ「あと一步の改善を期待する」または「重点的かつ継続的な指導が必要」の評価がないこと）。ただし、令和5年度実施の選考においては、添乗調査の結果等を鑑み所属長が同等以上と認める場合も含む。
- ※3 能力評価の全体評語または業績評価の全体評語で「C」以下の評価がある場合（R6選考～：能力評価の全体評語または業績評価の全体評語で「あと一步の改善を期待する」以下の評価がある場合）

## 2. 待遇（案）

乗務主任・乗務副主任制度共通	
任命時	・任命後の直近の査定昇給時に2号給昇給するものとする。※4
解任時	・任を解かれた場合には、直近の査定昇給時において、2号給の調整（直近の査定昇給時に調整ができない場合は、その次以降の査定昇給時に調整）を行うものとする。※5

※4 乗合自動車指導運転士から任命された場合は昇給なし。乗務主任への任命は乗務副主任から行われた場合を想定しており、乗務副主任を経ず乗務主任へ任命された場合は4号給（2号給+2号給）昇給とする。

※5 任命に伴い付与された号給の調整を行うものとするが、乗務主任は引き続き乗務副主任として任命される場合を想定しており、任命されない場合は4号給（2号給+2号給）の調整とする。

## 3. 実施時期

令和5年7月1日（土）

## 4. 制度の見直し

乗務主任制度・乗務副主任制度の導入に伴い、令和5年度より新たな乗合自動車指導運転士への任命選考は行わない。

現在、乗合自動車指導運転士の職にあるものについては、今後、必要な研修・教育訓練を実施したのち、下記の役割を担うものとする。

乗合自動車指導運転士（指導職）	
役割	乗合自動車運転業務において、他の模範となる高水準の運転技術、接客技術を持ち、かつ現にこれを実践している優れた職員であり、市バスサービスの全体的な改善・向上に資するため、他の運転士等への日常的な指導、啓発活動にあたる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合自動車運転士に対し、執務レベル向上のための日常指導</li> <li>・安全運行推進、接客技術向上等、各種啓発活動の推進</li> </ul>
その他	上記、役割を果たせない場合は、これを達するまで所属長による継続的な指導を実施（人事評価に厳格に反映し、昇給調整・勤勉手当調整を行う）